



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会副会長

太田 昌孝

1. はじめに

令和3年度日本弁理士会副会長を務めさせていただいております、太田昌孝です。

昨年度からコロナ禍での会務運営が続いております。本稿の執筆段階においても新型コロナウイルス感染症が終息するどころか、変異株の流行が止まる気配はありません。今年度もコロナ禍での会務運営が続きますが、コロナ禍だからこそできることを考え、会務運営を進めて参りたいと考えております。

2. 会務報告

今年度、私の担当する組織は、研修所、特許委員会、バイオ・ライフサイエンス委員会、農林水産知財対応委員会、知財活用検討委員会及び北海道会です。以下、それぞれの活動について簡単にご説明いたします。

【研修所】

研修所は、継続研修、能力担保研修、実務修習、倫理研修などの必須研修のほか、弁理士育成塾、知財ビジネスアカデミーなどの研修を企画運営する組織です。

日本弁理士会としては、種々の委員会等の組織が研修やセミナー等を実施していますが、研修所が行う研修事業は、日本弁理士会からすべての会員に対し直接的に還元することのできる事業の一つであると思えます。

このような研修事業についてですが、昨年度はコロナ禍の影響により、各種研修が中止され、会員の皆様には多大なるご迷惑をおかけしてしまいました。しかし、昨年度から準備を進めていた結果、少しずつではあるもののオンライン研修を進められるようになりました。時代の流れもあるとは思いますが、コロナ禍を契機としてweb会議システム等を利用したオンライン研修、オンラインセミナーが増えてきていると思

ます。日本弁理士会としても、従来の集合研修、eラーニング研修に加え、新たな研修方法としてのオンライン研修を確立させていきたいと考えています。現在、日本弁理士会の施設等から配信されるオンライン研修に限り、継続研修の単位が認められる状況ではありますが、配信場所の制限を撤廃することなどにより、例えば外部認定機関のオンライン研修にも継続研修の単位が認められるようになると思います。オンライン研修を軌道に乗せるための課題は多々あると思いますが、一つ一つ解決していきたいと考えております。

本稿の執筆中に、特許法等の一部を改正する法律案が国会で可決成立しました。特許法等の改正のほか、弁理士法の改正も含まれます。これらは必修科目として指定される予定となっています。これらの必修科目の研修運営を恙なく行い、会員の皆様に速やかに受講いただけるように進めようと思えます。

【特許委員会】

特許委員会は、特許制度に関する諸問題等を調査・研究・提言することを目的とした、いわゆる実務系委員会です。今年度の特許委員会では、「日本の特許制度の課題の検討と改善に向けた取組み」、「IT産業とソフトウェア関連発明の保護に関する調査・研究」、「新しい実用新案制度の検討」、「日本版ライセンス・オブ・ライト制度に関する調査・研究」などについて、部会に分かれて検討します。

また、各種パブリックコメントへの対応、特許庁、日本知的財産協会などの知財関連団体との意見交換等を通じて、特許制度の改革に向けたさらなる検討に繋がっていただき、会員に対しても有益な情報をタイムリーにお届けしたいと思っております。

【バイオ・ライフサイエンス委員会】

バイオ・ライフサイエンス委員会は、医薬等のバイ

オ系技術分野に特化してその技術分野における知財の保護等に関する諸問題を調査・研究・提言することを目的とした実務系委員会です。今年度のバイオ・ライフサイエンス委員会では、「バイオ関連・医薬発明の審査についての調査・研究・提言や、特許性の国際比較」、「バイオ関連・医薬発明の特許保護の在り方についての調査・研究」、「日本のバイオ・ライフサイエンス産業の国際競争力についての特許面からの調査・研究」、「バイオベンチャー発のバイオ知財についての調査・研究」などについて、部会に分かれて検討します。

また、特許庁の審判実務者研究会等への研究員の派遣等にも積極的に参画いただくことで、それらの研究成果もあわせて会員に対して有益な情報を提供できればと思っています。

【農林水産知財対応委員会】

農林水産知財対応委員会は、種苗やGIの保護などの農水知財について調査・研究・提言することを目的とした実務系委員会です。今年度の農林水産知財対応委員会では、「現代農業の各種課題を解決するための支援策」、「国内外における品種登録制度等の活用に関する支援策」、「国内外におけるGI登録制度等の活用に関する支援策」などについて、部会に分かれて検討します。

また、上述した弁理士法の改正により、農水知財に関する相談業務、海外出願支援業務などが弁理士の標榜業務として規定されます。日本弁理士会としても、農水知財の保護・活用の機運を盛り上げるべく、昨年度に開設した「農水知財無料相談窓口」の運営を、農林水産知財対応委員会に担当いただくことになっています。この「農水知財無料相談窓口」は、農林水産業界従事者の中で少しずつ浸透しているのか、ポツポツと相談申込があります。まずは無料相談申込の件数が増えるようにアピールをするとともに、無料相談に対応可能な弁理士の人材育成を進めることで、無料相談を通じた農水知財の重要性や弁理士の認知度が農林水産業界従事者の中で高まっていくことを期待しています。

【知財活用検討委員会】

知財活用検討委員会は、今年度新設された委員会です。裁判における知財紛争処理のほか、裁判外(ADR)における知財紛争処理、ライセンス契約など、知財活用の様々な場面において弁理士の活躍が期待されてい

ます。弁理士が知財の保護の場面だけではなく、知財の活用の場面においても活躍できるようになることは、日本企業が国際競争力を高めるために重要であると考えます。また、近年の特許法等の一部改正において、知財紛争処理に関する制度が改正されています。我が国の知財紛争処理システムの在り方について、日本弁理士会としてタイムリーに、積極的に提言することが重要です。

知財活用検討委員会では、「知財訴訟制度における課題の抽出と対策の検討及び提言」、「知財訴訟以外の知財紛争処理システムの活用方法に関する検討及び提言」などについて検討します。日本弁理士会は、日本弁護士連合会と共同で日本知的財産仲裁センターを運営しています。知財活用検討委員会は、日本知的財産仲裁センターの運営をバックアップする組織としての役割も果たします。日本知的財産仲裁センターによる仲裁や調停がこれまで以上に活用されるための方策を検討し、日本知的財産仲裁センターに対して提言していきます。

【北海道会】

広い大地を有する北海道には、まだまだ多くの知財が掘り起こされずに眠っていると思われれます。北海道会に所属する会員数は他の地域会に比べて少ないですが、少数精鋭で北海道における知財を掘り起こしていただくことを期待するとともに、北海道会がますます発展するように誠心誠意サポートして参ります。

3. おわりに

一年間の副会長任期のうち一ヶ月が経ちました。一年間は長いように思えても、あっという間に過ぎ去ってしまうと思います。副会長任期が満了したときに「やり切った!」と言えるように、日々の会務活動を頑張りたいと思います。

今年度の執行役員会は、「時代の変化をチャンスに!」をスローガンに、ポストコロナ時代を見据え、弁理士が活躍する未来社会の実現に向けた取組を強化していきます。新型コロナウイルス感染症の流行によりビジネスや生活様式が変化していく中、常に時代の変化に敏感に対応していけるよう努力していく所存でございます。皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。